

営繕工事における「週休2日」試行工事实施要領

1. 目的

本実施要領は、鹿児島県が所管する営繕工事において、「週休2日」試行工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週6休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週6休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、21.4%（6日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

対象工事は、営繕工事のうち次のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事
- (2) その他休日の確保が困難であると判断される工事

4. 発注方式

受注者希望方式を（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上

（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満

（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満

（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

6. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日取得計画表」（以下、計画表）という）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息

の予定日を調整したうえで計画表を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、計画表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため計画表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）と併せて、監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、計画表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。

8. 実施証明

- (1) 受注者は、「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した週休2日実施証明願い書（別紙1）により、発注者に対して、週休2日を実施した旨の証明を申し出ることができる。なお、受注者は、証明を申し出る際、当要領7(1)②による現場閉所の状況を監督員が確認した計画表の写しを添付しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の申出があった場合、当要領7(1)②により監督員が確認したことを確認した上で、当該工事に係る週休2日を実施した旨を証明する。

附則

1. 本要領は、令和3年4月1日から試行する。
2. 本要領は、令和4年9月1日から試行する。

(別紙1)

令和 年 月 日

(発注者名)

殿

(受注者)

住所

氏名

週休2日実施証明願い

以下の工事について、添付の「休日取得計画表」のとおり「週休2日」試行工事を実施したので、その旨の証明を願い出ます。

工 事 名	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
完 成 年 月 日	令和 年 月 日
「週休2日」 試行工事 実施内容	(実施した内容に■を附している。) <input type="checkbox"/> 4週8休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週7休を達成した。 <input type="checkbox"/> 4週6休を達成した。
上記内容について、「営繕工事における「週休2日」試行工事実施要領」第7により、 監督員が確認していることを証明します。 令和 年 月 日 (発注者名又は発注機関の所属長名) 印	